

青森県教育委員会第796回定例会会議録

期 日 平成27年5月13日（水）

場 所 教育庁教育委員会室

議事目録

- 議案第1号 平成27年度青森県教科用図書選定審議会委員の人事について・・・・・・・・原案決定
- 議案第2号 青森県スポーツ推進審議会委員の人事について・・・・・・・・原案決定
- 議案第3号 青森県立少年自然の家規則の一部を改正する規則案・・・・・・・・原案決定
- そ の 他 職員の懲戒処分状況

平成27年5月13日（水）

- ・開会 午前10時30分
- ・閉会 午前10時48分
- ・出席者の氏名
豊川好司、町田直子、中沢洋子、野澤正樹、中村充（教育長）
- ・説明のために出席した者の職
金教育次長、奈良教育次長、岡田参事、田村参事、教育政策・職員福利・学校教育・学校施設・生涯学習・スポーツ健康各課長、高等学校教育改革推進室長
- ・会議録署名委員
町田委員、野澤委員
- ・書記
仁和由紀人、村上健

会 議

議 事

議案第 1 号 平成 27 年度青森県教科用図書選定審議会委員の人事について

(和嶋学校教育課長)

都道府県の教育委員会は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律に基づき、市町村教育委員会等が行う採択に関する事務について、採択基準の作成などにより適切な指導、助言又は援助を行わなければならないこととなっており、指導等を行おうとするときは、あらかじめ教科用図書選定審議会の意見を聞かなければならないこととなっている。

審議会は、条例により 17 名の委員で構成し、毎年選任することになっているので、今年度は、資料の名簿に掲げる方々を任命したいと考えている。

任期は、第 1 回青森県教科用図書選定審議会の開催日である平成 27 年 5 月 15 日から平成 27 年 8 月 31 日までとしている。

なお、今年度は、平成 28 年度において使用する、中学校の教科用図書及び特別支援学校の中学部の教科用図書並びに特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級で使用する学校教育法附則第 9 条図書の採択を行うこととなっている。

また、委員の名簿は、教科用図書の採択が平成 27 年 8 月 31 日までに行われることとなっていることから、9 月 1 日に県教育委員会のホームページにて公表する予定となっている。

(野澤委員)

全国的に現場で教科書を採択する方々があまり教科書の内容に目を通していないという報道があったと記憶している。百パーセント目を通すことはできないと思うが、大事な教科書であるので、あまりに右から左に決定されることがないように指導すべきだと思う。

(和嶋学校教育課長)

各採択地区で適切に選定していただいていると思うが、引き続き、適切な情報提供を行いながら、丁寧な採択をお願いしていきたいと考えている。

(豊川委員長)

きちんとやっていると思うが、改めて、気をつけていただきたい。他に何かご意見、ご質問はあるか。なければ、議案第 1 号は原案どおり決定する。

議案第 2 号 青森県スポーツ推進審議会委員の人事について

(安田スポーツ健康課長)

青森県スポーツ推進審議会委員のうち、高橋順委員、出町幸太郎委員から辞職願が提出されたことから、これを承認することとし、その後任として、青森県高等学校体育連盟会長、山口龍城氏、青森県中学校体育連盟会長、木村聖一氏を新たに委員として委嘱するものである。委員の任期は、平成27年5月14日から前任者の残任期間である平成27年11月12日までである。

(豊川委員長)

何かご意見、ご質問はあるか。なければ、議案第2号は原案どおり決定する。

議案第3号 青森県立少年自然の家規則の一部を改正する規則案

(児玉生涯学習課長)

青森県立少年自然の家については、平成27年3月に「青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例」の一部が改正され、青森県立種差少年自然の家の管理について、指定管理者制度を導入できるよう改められたところである。

この度の規則改正は、当該条例改正を受け、指定管理者が少年自然の家の管理を行うにあたり必要な規定を整備するものである。

主な改正内容としては、指定管理者に管理を行わせることとした場合に、指定管理者が行う業務の範囲を、少年の集団宿泊訓練、野外活動、生活指導に関することや施設の利用許可に関する事、施設、設備等の維持管理に関する事などと定めるものである。

また、休所日について、指定管理者があらかじめ教育長の承認を受けて設定するなどの規定を設けるものである。

なお、この規則は、公布の日から施行するものである。

(豊川委員長)

何かご意見、ご質問はあるか。なければ、議案第3号は原案どおり決定する。

その他 職員の懲戒処分の状況

(田村参事)

4月に行った職員に対する懲戒処分のうち、社会的影響が大きな事案であり、処分後速やかに公表を行った事案1について説明する。

この事案は、青森市の中学校教頭が、平成26年11月20日、酒気を帯びた状態で自動車を運転し、青森市内で2件の物損事故を起こしたもので、当該職員に対して免職の懲戒処分を行ったものである。

(中村教育長)

教職員の服務規律の確保については、これまでも再三にわたり指導の徹底を図ってきたが、当時の管理職員による酒気帯び運転が発生したことは、極めて遺憾であり重く受け止めている。

本年度、教職員に対して、公務員としての自覚を促し、非違行為の防止・抑制を図ること等を目的に「懲戒処分に係る標準処分例」を定め、4月2日に市町村教育委員会及び県立学校に通知したところであるが、改めて、処分を行った4月17日に服務規律の確保を徹底するよう通知したところである。

県教育委員会としては、今後も関係機関と連携し、教職員の服務規律の厳正な確保に取り組み、学校と一丸となって、信頼される学校づくりに努めるとともに、教職員一人一人が自覚を持って、服務規律の確保に努めるよう、引き続き、あらゆる機会を通して指導の徹底を図って参りたい。

(中沢委員)

名前は公表されないものなのか。

(田村参事)

県教育委員会として公表基準を定めているが、公表の仕方として、学校名や個人名は公表していない。

(野澤委員)

中村教育長から話があったとおり、標準処分例を定めて「徹底していこう」ということになっているので、本当に徹底していただきたいと思う。末端にいけばいくほど、意識が薄れてくるので、運用方法も含めて、指導を徹底していただきたいと思う。

(豊川委員長)

だいぶ件数は減ってきていると思うが、もう少しがんばっていただきたい。懲戒処分の状況については了解した。